

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
陸幕システム借上品の設定及びケーブル敷設・映像調整	1 6 9	
	作 成	平成31年1月29日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	陸上総隊司令部運用部 システム通信課

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上総隊司令部が使用する陸幕システムの借上品（以下、借上品という。）の設定及び各種ケーブルの敷設・映像調整作業について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書に用いる用語の定義は、GLT-CG-Z000001U（以下、一般共仕という。）の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは、入札時又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書の内容と異なる場合は、その適用については別途協議する。

a) 法令等

- 1) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）
- 2) 陸上自衛隊の情報保証に関する達（平成19年陸上自衛隊達第61-8号）
- 3) 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）
- 4) 特定秘密の保護に関する達（平成26年陸上自衛隊達第41-8号）
- 5) 情報システムに係る調達上の信頼性の確保について（通達）（平成13年防管装第6186号）
- 6) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（平成21年防経装第9246号）

b) 仕様書

- 1) GLT-CG-C000001Q 陸上自衛隊電子機器共通仕様書
- 2) GLT-CG-Z000001U 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- 3) GLT-CG-Z500002J 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

2. 要求事項

2.1 全般要求

- a) 本件は、朝霞駐屯地A2庁舎5Fから陸上総隊司令部に設置する借上品に映像配信を可能にするため、A2庁舎B1Fから5Fまで光ケーブル等を敷設し、かつ、A1庁舎借上品及び陸上総隊司令部庁舎（その2）借上品の一部を設定変更し、映像調整作業をするものである。
- b) 作業の際は、借上品を使用した現有業務を引き続き実施できるよう機器の設置調整を実施するものとする。

2.2 共通的事項

共通的事項は、GLT-CG-Z500002Jの附属書A.3～A.5による。

2.3 作業内容

作業内容は、表1のとおりとする。

表1 作業内容

大項目	細部項目	作業内容	備考
ケーブル配線作業	光ケーブル敷設作業 (約150m)	(1) A2庁舎B1F機械室から同庁舎5F EPSの間、光ケーブル(シングルモード24C)を敷設する。 (2) 光ケーブルの終端は、スプライスユニットを設置し、コネクタ種別はSCとする。 (3) 専用測定器を使用して、ケーブル疎通確認を実施する。 (4) ケーブル配線の接続先が明確になるよう明示するものとする。	細部位置は官側の指示による
	SDIケーブル敷設作業 (約60m)	(1) A2庁舎5F EPSから映像室まで2本のSDIケーブルを敷設する。 (2) 各SDIケーブルの終端については、EPS側は光ケーブルへのメディアコンバータを設置。映像室側は、ITFを設置 (3) 専用測定器を使用して、ケーブル疎通確認を実施する。 (4) ケーブル配線の接続先が明確になるよう明示するものとする。	細部位置は官側の指示による
官給品ラックの耐震設置作業	A2庁舎B1F機械室	官側が提示した場所に19インチラックを耐震固定し、その中に光ケーブル用スプライスユニットを搭載する。	細部位置は官側の指示による
	A2庁舎5F EPS	官側が提示した場所に19インチラックを耐震固定し、その中に光ケーブル用スプライスユニットと、光ケーブル/SDIケーブル用メディアコンバータを搭載する。	細部位置は官側の指示による
設定変更作業	サーバー及びタッチパネル設定変更作業	(1) A1庁舎借上品のシステムサーバー及びタッチパネル等を設定変更し、映像の送受・画面への投影方法を調整する。 (2) 陸上総隊司令部(その2)借上げ品のシステムサーバー及びタッチパネル等を設定変更し、映像の送受・画面への投影方法を調整する。 (3) 設定変更に伴う連動器材との動作確認及び調整する。	

2.3.1 系統図・配線場所・時期

a) 系統図

別紙第1「システム系統図(案)」(細部は、契約後の現地調査時に確定)

b) 場所

別紙第2「簡易平面配置図」参照

c) 構成完了時期

契約締結後に作業を開始し、平成31年3月29日(金)2400までに構成を完了させるものとする。

2.4 据付調整に関する要求

契約相手方は、移設後の官側による設定変更後、各機器の動作確認を官側立会のもと実施するものとする。

2.5 材料及び部材

本仕様書で規定する配線・移設作業に使用する材料及び部材は原則として契約相手方が用意する。ただし、追加で官給を必要とする場合は、官側と調整するものとする。

3. 留意事項

a) 安全管理について万全を期するものとする。

b) 通電停止、振動発生作業などの施設機能に影響を与える作業を実施する場合は、機能を停止するなどの対応が必要になるので、事前に支出負担行為に関する事務を行う各省各庁の長又は各省各庁の長から支出負担行為に関する事務の委任を受けた職員(以下、支出負担行為担当官という。)又は陸上幕僚長の委任を受けて、前渡資金に係る契約及び歳入の原因となる契約を行う隊員(以下、契約担当官という。)の任命を受けて、補助者として契約履行の監督を行う隊員(以下監督官という)と十分に調整し、実施するものとする。また、事前に関係者に周知徹底し、運用システムに支障が無いように万全を期すこと。

c) 作業内容について疑義が生じた場合は、事前に監督官を通じ支出負担行為担当官又は契約担当官と協議の上施工するものとする。

d) 契約の相手方は、監督官より運用システム側の運用状況により急な作業工程の変更または作業中断を指示された場合は、協議の上、対応するものとする。

e) 搬出入又は作業実施にあたり、既存の施設・機器等に損傷又は汚損を与える可能性がある場合は、養生を行なうものとする。

f) 壁などを貫通する作業は、他設備に影響がないことを確認し、監督官の確認を得てから実施するものとする。

g) コンクリート壁及び床に対する貫通工事並びにアンカー打設工事等を行う前には、必ず事前に監督官に作業内容を連絡し、監督官の許可を得てから実施するものとする。

h) 一日の作業終了後は、工具および材料等の整理整頓並びに清掃を実施するものとし、整備完了時は清掃を行い、整備作業で発生した塵、廃材等の発生材及び梱包材は、契約の相手が持ち帰ること。

4. 監督及び検査

監督及び検査は、契約担当官の定める監督及び検査実施要領による。

5. 秘密保全

契約の相手方は、秘密に係る文書、図面等の取り扱いを行う場合には、秘密保全に関する訓令

(平成19年防衛省訓令第36号)及び情報システムに係る調達上の信頼性の確保について(通達)(平成13年防管装第6186号)に基づき、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。

6. 現地調査

契約の相手方は、作業実施に先立ち、設置場所、敷設経路等の確認を行う必要がある場合は官側立会いの下で現地調査を実施する。

7. 提出書類

7.1 作業計画書

契約相手側は、官側に作業計画書を提出し、作業計画の承認を受けるものとする(提出先:陸上総隊司令部付隊)

7.2 作業報告書

契約相手側は、作業完了後速やかに、官側に作業報告書を提出し、作業完了報告を行うものとする。(提出先:陸上総隊司令部付隊)

8. その他

8.1 官側の支援

この作業に関する事項は、原則として、契約相手方において準備するものとするが、次の事項については、現地の監督官との調整によって無償で官の支援を受けることができる。

- a) 作業に必要な電力、水等の使用
- b) 作業場所、器材の保管場所等の提供
- c) 事務室の使用
- d) その他、官が必要と認めたもの
- e) 立入禁止区域への立入申請

8.2 細部指示

細部については、現地の監督官又は検査官と調整し、指示を受けるものとする。

9. 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、支出負担行為担当官又は契約担当官を通じて要求元と協議するものとする。